

連載第15回 横浜市会議員 たけのうち猛 市民とともに



横浜市議員  
**たけのうち猛**  
〈ご相談・ご連絡先〉  
公明党金沢支部事務所：  
金沢区富岡西 3-38-1-101  
TEL：080-9804-9782  
FAX：045-345-4345  
✉ info@takenouchi-takeshi.com  
http://www.takenouchi-takeshi.com/

横浜市会 第3回定例会 議会報告①

# 「ごみ屋敷条例」を制定！

## 12月1日より施行

「横浜市建築物等における不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための支援及び措置に関する条例」(いわゆる「ごみ屋敷条例」)が、現在行われている第3回定例会において、賛成多数で可決、制定されました。

Q. 公明党の要望から議論がスタートしました。

A. 近隣の方々からの切実な相談を受け、実態を確認し、資源循環局や区役所・土木事務所などに解決手段を相談してきましたが、対策を実行する根拠法や条例がなく解決に向けては多くの課題がありました。そこで、昨年9月4日「安心の住環境の整備推進に関する要望書」を市長に提出しました。

望みから議論がスタートしました。A. 近隣の方々からの切実な相談を受け、実態を確認し、資源循環局や区役所・土木事務所などに解決手段を相談してきましたが、対策を実行する根拠法や条例がなく解決に向けては多くの課題がありました。そこで、昨年9月4日「安心の住環境の整備推進に関する要望書」を市長に提出しました。

「ごみ屋敷条例」を制定し、12月1日より施行します。これは、ごみ屋敷の発生を防止し、周辺住民の生活環境を改善するためです。条例には、ごみ屋敷の定義、発生の防止策、発見された場合の対応などが定められています。

え、再発防止の面からも福祉的な観点でのサポートなど問題の根本的な解決に向けた取り組みを進めるため、条例化も視野に入れて実効性のある対策の仕組みを構築することを要望。その後、市会でも対策の必要性を繰り返し訴えてきました。今回、条例というカタチに結実したこと、本当に嬉しいです。

福祉的な支援を基本としており、条例に罰則や氏名の公表などの規定を設けていないことです。あくまでも、こうした支援による解決が困難な場合のために指導・勧告、命令、代執行といった「ごみ屋敷」解消に向けた措置方法が規定されています。

Q. 12月1日から施行されますね。

A. 皆さまが快適に、安心して暮らしているために、実効性として「ごみ屋敷」問題の解決が求められます。関係区局が一体となりきめ細かく取り組むこと、そのために実態に応じた対応ができる専任職員の配置を求めています。

Q. この条例の特色は？

A. いわゆる「ごみ屋敷」所有者の、生活上の課題や地域社会からの孤立の解消を目指した、

Q. この条例の特色は？

A. いわゆる「ごみ屋敷」所有者の、生活上の課題や地域社会からの孤立の解消を目指した、

Q. この条例の特色は？

A. いわゆる「ごみ屋敷」所有者の、生活上の課題や地域社会からの孤立の解消を目指した、